



I 目次

I ファンド全般について

問1. いわゆる「ファンド」とは、どのようなものですか。

問2. 「ファンド」には、どのような形態がありますか。

問3. 「ファンド」の運用対象には、どのようなものがありますか。

問4. 「ファンド」持分への投資には、どのようなリスクがありますか。

II 金融商品取引法などの法令について

問5. 「みなし有価証券」とは、どのようなものですか。

問6. それでは、「有価証券」とは、どのようなものですか。

問7. 「金融商品取引法」とは、どのような法律ですか。

問8. 「金融商品取引法」における金融商品とは、どのようなものですか。

問9. 「金融商品販売法」は、どのような法律ですか。
また、「金融商品取引法」とは、どのような関係ですか。

III 金融商品取引業者（販売会社）について

問10.「金融商品取引法」では、どういう人(会社)が、「有価証券」などの金融商品を業務として取り扱うことができますか。

問11.「金融商品取引法」では、金融商品取引業者(業者)について、どのように定義されていますか。

問12.「ファンド」持分に投資してみませんか、との勧誘を受けました。どういう点に気を付けたらよいですか。

問13.「適合性の原則」とは、どういう原則ですか。

問14.「ファンド」持分への投資は、出資金とは別に手数料等を支払う必要があるのでしょうか。

問15. 契約締結前交付書面とは、どういうものですか。

問16. 契約締結時交付書面とは、どういうものですか。

IV その他

問17.「ファンド」持分を途中で換金したいのですが、可能ですか。

問18.「ファンド」持分への投資に対しての個人の税金は、どうなっていますか。

問19.「ファンド」持分について、自主規制機関はありますか。

問20.「ファンド」持分の投資について、相談、苦情などがある場合、どこに連絡をすれば良いですか。

はじめに

一般社団法人第二種金融商品取引業協会（以下「本協会」という。）は、いわゆる「ファンド」持分や「みなし有価証券」と呼ばれる金融商品に該当するものについて、その売買等の取引に関し、正会員である第二種金融商品取引業者及び登録金融機関に対して自主規制機能を有する、金融商品取引法上の自主規制を担う法人（一般社団法人）です。

以下では、主に一般の投資者を念頭に置いて、「ファンド」持分や「みなし有価証券」に関係するQ&Aを整理しましたので、ご参考としてください。

I ファンド全般について

問1. いわゆる「ファンド」とは、どういうものですか。

Q.

A.
answer

一般的に、「ファンド」とは、機関投資家、事業法人、一般投資者などの投資者から資金を集め、その資金を元手に何らかの事業運営や有価証券等への投資を行い、その収益を出資者（資金を出した人）の出資に応じて、分配する仕組みをいいます。みんなでお金を出し合うことから、「集団投資スキーム」とも言われています。

また、「ファンド」の種類によっては、広く一般から資金を集めるのではなく、人的な関係などを頼りとする形で金銭を集めるものもあります。



問2. 「ファンド」には、どういう形態がありますか。

Q.

A.
answer

「ファンド」の形態としては、分類としては、組合型といわれるものと、会社型といわれるもの、そして信託型といわれるものに分けることができます。

組合型には、有限責任事業組合（LLP）、投資事業有限責任組合（LPS）、匿名組合（TK）、任意組合（民法上の組合）などの形態があります。

一方で、会社型には、特定目的会社（TMK）、投資法人（REITなど）、合同会社などの形態があります。

【主なファンドの類型】

	ファンド	根拠法令
組 合 型	有限責任事業組合（LLP）	有限責任事業組合契約に関する法律
	投資事業有限責任組合（LPS）	投資事業有限責任組合契約に関する法律
	匿名組合（TK）	商 法
	任意組合	民 法
	Limited Partnershipなど	外国の法令に基づいて設立された組合
会 社 型	特定目的会社（TMK）	資産の流動化に関する法律
	合同会社、REIT	会社法、投資信託及び投資法人に関する法律
	ケイマンLLC、デラウェアLLCなど	外国の法令に基づいて設立された法人
信 託 型	投資信託、ETF	投資信託及び投資法人に関する法律
	Mutual Trustなど	外国の法令に基づいて設立された信託型ファンド

問3. 「ファンド」の運用対象には、どのようなものがありますか。



「ファンド」の形態については、組合理と会社型及び信託型があるという説明をいたしましたが、では、どういったもので運用しているのでしょうか。

例えば、以下のようなものがあげられます。

- ①商品（農産物、鉱物など）に対して投資を行う商品ファンド
- ②ベンチャー企業の未公開株に対して投資を行うベンチャーファンド
- ③事業会社等に対して投資を行うプライベートエクイティファンドや事業再生ファンド
- ④競走馬に対して投資を行う競走馬ファンド
- ⑤一定の設備を取得してそのリース事業を行う設備投資ファンド
- ⑥ラーメン店などの事業に投資するラーメンファンド
- ⑦アイドルのCD・写真集の販売事業等に投資するアイドル・ファンド
- ⑧映画製作・音楽制作などに投資する映画ファンド
- ⑨不動産信託受益権を取得・開発し、賃料その他の収益を得る不動産ファンド
- ⑩個別の事業（農産物、海産物の養殖、日本酒の製造など、さまざま。）に投資する事業型ファンド



問 4. 「ファンド」持分への投資には、どのようなリスクがありますか。



一般的に、投資に対するリスクとは、「結果が不確実であること」を意味しております。「ファンド」は、集めた資金で、ある特定の商品、設備、不動産、事業などに投資をします。投資に対するリスクとは、その投資の結果、期待された収益が出ない可能性や、損失が発生する可能性、場合によっては、投資額を上回って損失が発生する可能性をいいます。

リスクの具体的な内容ですが、例えば、①「ファンド」の投資先の事業が上手くいかない、又はファンドが投資した有価証券が下落する、並びにファンドの出資対象先が破綻するなどにより、出資金の元本が割れるリスク、②「ファンド」を運用する者が経営破たんなどした場合に、「ファンド」の運用が継続されないリスク、③相続など一部の場合を除き、「ファンド」持分を途中で換金あるいは譲渡等により投下資本を回収できないリスク、④税法などが変更された場合、投資収益の手取りが変わるリスク、⑤自然災害などによっては、「ファンド」の投資先の事業に影響が出るリスク、などがあります。

II 金融商品取引法などの法令について

問 5. 「みなし有価証券」とは、どのようなものですか。



「みなし有価証券」とは、金融商品取引法で規定されているものです。具体的には、証券又は証書に表示される権利以外の権利ですが、金融商品取引法の規制を及ぼすべきことから、有価証券とみなされているものであります。（金融商品取引法第2条第2項1～7号）

「みなし有価証券」には、以下のようなものがあります。

- ①信託の受益権及び外国の者に対する権利で信託受益権の性質を有するもの
- ②合名会社、合資会社の社員権、合同会社の社員権、及び外国法人に対する社員権でこれらの性質を有するもの
- ③組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約上の権利、及び社団法人の社員権その他の権利、並びに外国の法令に基づく権利であってこれらの権利に類するもの
- ④特定電子記録債権及び政令で定める権利（学校債）



問 6. それでは、「有価証券」とは、どういうものですか。



金融商品取引法では、その目的（第一条）において、①有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、②有価証券の流通を円滑にするほか、③資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、④国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する、とされており。このため、広く一般に流通する有価証券が、公正な価格形成のもとで円滑に流通し、そのことにより我が国の経済が健全に発展するとともに投資者保護が図られるため、とされており。また、株券や債券のような伝統的な有価証券には該当しませんが、ファンドの持分などの一定の権利は、投資者保護の観点から有価証券とみなされています。

こうした考え方のもとに、同法では、以下のとおり、「有価証券」が定義されています。

- ①国債、地方債、社債等の債券
- ②株券、新株予約権証券
- ③投資信託の受益証券
- ④貸付信託の受益証券
- ⑤外国の証券
- ⑥みなし有価証券（信託の受益権、合名会社・合資会社の社員権、合同会社の社員権、任意組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に基づく権利 等）
- ⑦カバードワラント
- ⑧その他

上記のうち、⑥「みなし有価証券」とは、証券や証書に表示されるようなものではないものの、投資者保護の必要性があることから、有価証券とみなして、金融商品取引法の適用を受けております。

また、「みなし有価証券」の取引は、本協会の自主規制の対象となっております。

（注）民法上、「有価証券」とは、財産権を表示する紙片（証券、証書などの紙切れ）であって、その権利の発生、移転及び行使が紙片でなされることを必要とするものと考えられます。例えば、手形・小切手などが該当します。これに対して、金融商品取引法上の「有価証券」は民法上の有価証券とその範囲が異なり、上記のとおりとされています。

問 7. 「金融商品取引法」とは、どのような法律ですか。



金融商品取引法とは、有価証券の発行や金融商品等の取引を公正にして、金融商品等の公正な価格形成等を図り、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することなどを目的として、平成19年9月30日から施行されている法律です。

金融商品取引法が成立する前までは、証券取引法という法律がありましたが、①投資家保護のための包括的・横断的かつ柔軟な法制の構築、②開示制度の整備、③罰則の引上げ、などを主な柱として、証券取引法を発展的に改組する形で、金融商品取引法ができました。

まず、集団的投資スキーム（ファンド）の持分については、金融商品取引法の成立に先立つ平成16年の証券取引法の改正時において、有価証券とみなされることとなり、投資者保護の範囲が拡大されました。さらに、信託受益権については、上記の①により、金融商品取引法施行時に有価証券とみなされることとなり、さらに規制対象となる商品・取引が拡大しております。



問 8. 「金融商品取引法」における金融商品とは、どのようなものですか。



金融商品取引法では、主に以下のようなものを「金融商品」と定義しております。

- ①有価証券
- ②約束手形、譲渡性預金証書等（預金契約に基づく権利であって政令で定めるもの）
- ③通貨

問 9. 「金融商品販売法」は、どういう法律ですか。 また、「金融商品取引法」とは、どういう関係ですか。



金融商品販売法（平成13年施行）は、幅広い金融商品の販売に関して、顧客への説明義務を課し、断定的な判断の提供の禁止等を定めたほか、説明義務等を怠った金融商品販売業者等に対する損害賠償請求を定めた法律です。

金融商品販売法の対象商品としては、預貯金、定期積金、国債、地方債、社債、投資信託、一定の金銭信託、保険・共済、抵当証券、集団投資スキーム（ファンド）持分等の販売、様々なデリバティブ取引、有価証券オプション取引、海外商品先物取引などです。金融商品販売法では、①契約内容のうち、特に重要な事項について金融商品販売業者に説明義務を課し、また、②金融商品販売業者に断定的判断の提供等を禁止し、それらの違反により損害を被った場合には、顧客は当該金融商品販売業者に対して損害賠償請求ができることとなっています。なお、当該違反の事実の立証責任は顧客側にありますが、顧客が被った損害の額は元本欠損額と推定されますので、損害については顧客は元本欠損額のみを立証すれば足り、顧客の立証の負担が軽減されています。

金融商品取引法と金融商品販売法とは、いわば「車の両輪」とも言うべき関係です。



III 金融商品取引業者（販売会社）について

問 10. 「金融商品取引法」では、どういう人（会社）が、「有価証券」などの金融商品を業務として取り扱うことができますか。



金融商品取引法では、金融商品取引業（後述）を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができません（注）。この登録を受けているかは、金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>）で確認することができます。

（注）適格機関投資家等特例業務を行う特例業務届出者が、適格機関投資家等特例業務に係るファンドの私募を行う場合には、上記の登録ではなく、届出をすることで、金融商品取引業を行うことができます。届出の状況は、金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html>）で確認することができます。



問 11. 「金融商品取引法」では、金融商品取引業者（業者）について、どのように定義されていますか。



「金融商品取引業者」とは、金融商品取引業を行うことについて、内閣総理大臣から、金融商品取引法第29条の規定により、登録を受けた者をいいます。

金融商品取引法では、業務の種別として、「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」、「投資運用業」、「投資助言・代理業」を規定しており、いずれの業を行う場合であっても、登録を受ける必要があります。また、複数の種類の業務を兼営することも可能です。

・第一種金融商品取引業

流動性の高い有価証券（債券、株券等）について、売買及びその媒介・取次・代理、募集・売出し・私募の取扱い、有価証券の引受け、店頭デリバティブ取引を行うことのできる業務等をいいます。一般的に、証券会社や金融先物取引業者などが当たります。

・第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券（信託受益権、ファンド持分等）について、売買及びその媒介・代理、有価証券の募集又は私募（いわゆる自己募集）、募集・売出し・私募の取扱いを行うことのできる業務をいいます。投資信託の直接販売をする投資信託委託会社そして、ファンド持分などの「みなし有価証券」の販売等を行うファンド業者などが当たります。

本協会の自主規制は、上記のうち、「みなし有価証券」の自己募集及びその売買取引等を対象としております。

・投資運用業

投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、集団投資スキーム等を組成して主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用する業務（自己運用業）をいいます。

・投資助言・代理業

顧客との間で投資顧問契約を締結し、その契約にもとづいて、有価証券等の価値等に関して助言を行ったり、また、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介を行う業務をいいます。

問 12. 「ファンド」持分に投資してみませんか、との勧誘を受けました。どういう点に気を付けたらよいですか。



「ファンド」投資についての留意点について (<http://www.t2fifa.or.jp/alert/index.html>) をご覧下さい。



問 13. 「適合性の原則」とは、どういう原則ですか。



「適合性の原則」とは、金融商品取引業者等が遵守しなければならない顧客への販売・勧誘の際の原則の一つであります（他に、販売・勧誘の際の重要な原則として、契約締結前交付書面等の交付及び説明義務があります。）。

具体的には、顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当と認められる勧誘を行って、投資者保護に欠けることのないようにしなければならないとされております（金融商品取引法第40条1項）。

また、「適合性の原則」を受けて、金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面等の交付に関し、あらかじめ、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしなければならないとされております。

問 14. 「ファンド」持分への投資は、出資金とは別に手数料等を支払う必要があるのでしょうか。



一般的に、「ファンド」持分の投資を勧誘してきた金融商品取引業者等や、「ファンド」の運営者（管理者）、「ファンド」財産の管理を行う信託銀行（信託会社）などに対しては、手数料や管理費などの名目で手数料が発生します。このような手数料は投資者負担となりますが、手数料が投資者が投資する出資金の金額に含まれている場合と、投資者が出資金とは外枠で支払うと定められている場合とがあります。このため、手数料が出資金額に含まれているのか、出資金額とは別に支払う必要があるのかを契約締結前交付書面等でご確認ください。

また、手数料は、「ファンド」持分の販売時だけに発生する場合（一回限り）と、毎年発生するなど販売時以降も発生する場合があります。そこで、この点も契約締結前交付書面等でご確認ください。



問 15. 契約締結前交付書面とは、どのようなものですか。



契約締結前交付書面とは、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、金融商品取引業者等が顧客に対して、取引を行う前にあらかじめ交付する書類です。契約締結前交付書面には、締結する金融商品取引契約に関する情報、リスクに関する情報、手数料に関する情報や金融商品取引業者に関する情報など、一般的な投資者が当該取引を行うかどうかを判断するうえで、必要かつ重要な事項が記載されております。

具体的には、①金融商品取引業者等の商号、名称及び住所、②金融商品取引業者である旨及び登録番号、③金融商品取引契約の概要、④顧客が支払うべき手数料等、⑤元本損失が生じる恐れがある場合は、その旨、⑥元本超過損が生じる恐れがある場合は、その旨、⑦顧客が金融商品取引業者に連絡する方法、⑧加入している金融商品取引業協会 等となっております。

また、以上の他に、金融商品の性質に応じて、当該商品に関する詳しい記載事項が決められております。



問 16. 契約締結時交付書面とは、どのようなものですか。



契約締結時交付書面とは、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、顧客が締結した金融商品取引の契約の内容を確認するため、金融商品取引業者等が顧客に対して交付する書類です。契約締結時交付書面には、①金融商品取引業者等の商号又は名称、②金融商品取引業者の営業所又は事務所の名称、③金融商品取引契約の概要、④金融商品取引契約の成立の日、⑤金融商品取引契約の手数料等に関する事項、⑥顧客の氏名又は名称、⑦顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法 等となっております。

また、以上の他に、金融商品取引契約の商品内容に応じて、詳しい記載事項が決められております。

問 17. 「ファンド」持分を途中で換金したいのですが、可能ですか。



途中換金が可能かどうかについては、その「ファンド」持分の契約内容及び「ファンド」持分を購入した際の契約内容によることとなります。契約締結前交付書面などでご確認ください。また、途中換金が認められたとしても、別途、手数料がかかる場合があります。

一般的に、「ファンド」持分は、償還時まで換金されない場合が多く、販売会社が途中で買い取ることや、他に転売することは難しいと考えられます。

また、途中換金が認められたとしても、別途、手数料がかかる場合があります。

問 18. 「ファンド」持分のへ投資に対する個人の税金は、どうなっていますか。



一般的に、個人が「ファンド」持分から投資元本を超えた収益（利益）を受けた場合は、所得税法上、所得があったとされ課税の対象となります。

「ファンド」がどのような資産・事業に対して投資をしているか、また、当該「ファンド」において投資者がどのような役割を担っているかによりますが、一般的に、雑所得として総合課税の対象となります（ファンドが、株式などの有価証券投資をもつばらに行う場合には、申告分離課税の対象となる場合があります）。詳しくは、契約締結前交付書面でご確認ください。



問 19. 「ファンド」持分について、自主規制機関はありますか。



去る平成23年6月30日付で、本協会（一般社団法人第二種金融商品取引業協会）は、金融商品取引法第78条に基づく認定協会としての認定を金融庁からいただきました。このため、本協会は、同日以後、「ファンド」持分や「みなし有価証券」の売買等の取引に関し、金融商品取引法に基づく自主規制機関として、業務を行っております。

お取引先の金融商品取引業者が本協会に加入しているかどうかは、本協会のHPでご確認ください。
(<http://www.t2fifa.or.jp/meibo/index.html>)

その他、金融商品取引法に基づく自主規制機関としては、日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会があります。



問 20. 「ファンド」持分の投資について、相談、苦情などがある場合、どこに連絡をすれば良いですか。



「ファンド」持分の投資についての相談や苦情に関しては、契約締結前交付書面において、苦情処理措置及び紛争解決措置についての記載がありますので詳しくは、そちらをご覧ください。

また、本協会では、本協会の正会員（注）が「ファンド」持分の販売者である場合、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に苦情処理及び紛争解決処理を委託しております。この場合には、本協会又はFINMACにご相談ください。

（注）本協会の正会員は、本協会のHPでご確認ください。

(<http://www.t2fifa.or.jp/meibo/index.html>)

